介護支援専門員への
処遇改善補助金のご案内

柏市では，**令和7年4月から令和8年3月までの間**，介護支援専門員の人材の確保及び定着を図るため，**「介護支援専門員処遇改善事業補助金」**を交付します。
対象の事業所におかれましては，本補助金を積極的にご活用ください。

※申請前に，処遇改善として賃金の上乗せ額を職員に支給していただく必要があります。

◆担当・問い合わせ
柏市役所 高齢者支援課 施設班
ＴＥＬ:04-7168-1996
MAIL:info-kr@city.kashiwa.chiba.jp

■助成金の内容，対象の事業所

◆補助金の内容

介護支援専門員が勤務する柏市内の介護サービス事業所に対し，

- **月に128時間以上の勤務しているかたは，1人当たり月額9,000円**
- **月に64時間以上128時間未満の勤務しているかたは，1人当たり月額4,500円**

を上限に給与上乗せ額を交付します。

※ 勤務時間は，介護支援専門員としての勤務時間のみが対象です。
※ 詳細な条件は，**本資料の4ページ目**をご参照ください。

対象の事業所【表1】	
介護老人福祉施設	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設のみ)
地域密着型介護老人福祉施設	小規模多機能型居宅介護
介護老人保健施設	看護小規模多機能型居宅介護
介護医療院	居宅介護支援
認知症対応型共同生活介護	介護予防支援
有料老人ホーム(特定施設のみ)	

■申請の流れ，受付期間

◆申請の流れ

事　業　所 → 柏　市

① 介護支援専門員等へ毎月，給与上乗せ額の支給 (処遇改善を実施)
※3ヵ月毎にまとめて支給も可

② 柏市へ3カ月分の処遇改善補助金の申請書を提出

申請は**年4回**
7月，10月，12月，3月

③ 柏市から事業所へ3カ月分の補助金を交付

交付は**年4回**
申請の翌月頃

◆申請の受付期間

No	処遇改善を実施した月	申請の受付期間
①	令和7年4～6月分	令和7年6月27日(金)～7月11日(金)
②	令和7年7～9月分	令和7年9月26日(金)～10月10日(金)
③	令和7年10～12月分	令和7年12月25日(木)～令和7年1月16日(金)
④	令和8年1～3月分	令和8年3月9日(月)～3月27日(金)

■補助の対象となる介護支援専門員(全てを満たすかた)

①	・柏市内の対象の介護サービス事業所（本資料の２ページ目【表１】を参照）に勤務していること。
②	・法人が直接雇用契約を結んでいる「介護支援専門員」または「居宅介護支援事業所の管理者」であること。 ☞居宅介護支援事業所の管理者が雇用主の場合も対象となります。 ☞派遣社員は対象になりません。
③	・介護支援専門員の資格を持つ職員で，介護支援専門員の業務に従事していること。 ☞「介護支援専門員」として柏市指導監査課へ「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の届出がされていること。
④	・「月128時間以上」介護支援専門員として業務に従事していること（補助額は月額9,000円が上限）。 ・「月64時間以上かつ月128時間未満」介護支援専門員として業務に従事していること（補助額は月額4,500円が上限）。 【勤務時間の考え方】 ・他の職種と兼務している場合，その勤務時間を介護支援専門員の勤務時間に含めることができません。ただし，「居宅介護支援事業所の管理者」を兼務しているかたは，介護支援専門員の勤務時間と管理者の勤務時間を合算することができます。 ・有給休暇，法人で定める法定外休暇（夏季休暇、慶弔休暇、リフレッシュ休暇等）は，勤務時間とみなすことができます。 ・残業時間，期間を単位とする休業（病気休暇，育児休暇等）は，勤務時間に含めることはできません。 ・同一法人内の市内の別事業所で介護支援専門員もしくは居宅介護支援事業所の管理者を兼務している場合，勤務時間を合算することができます。

■申請にあたっての留意事項

・原則，毎月，処遇改善を実施し，3カ月おきに処遇改善を行った金額（1人あたり月額9,000円または月額4,500円が上限）の補助金を申請してください。

・補助金の交付を見込んで，従来の賃金水準を低下させないでください。

・**交付された補助金全額が処遇改善手当（給与）に充当するように**，介護支援専門員を中心に処遇改善を実施してください。なお，介護支援専門員以外の同事業所職員に対して，補助金額の範囲内で分配して処遇改善手当を支給することも可能です。

例）128時間以上業務勤務の介護支援専門員2名，事務職1名を支給対象とする場合
月額の補助金額　9,000円×2名＝18,000円

→介護支援専門員A　8,000円支給
→介護支援専門員B　8,000円支給
→パート事務職員A　2,000円支給

・本補助金を事業者運営費とする等，職員の給与に反映しない場合や交付条件に反した場合等，補助金の交付の目的にそぐわないと本市が判断した場合は，補助金を返還してもらう場合があります。(例:介護支援専門員への独自手当や法定福利費への充当等)

■申請に必要な書類，申請方法等【1】

◆申請に必要な書類

① (第1号様式) 申請書兼実績報告書兼請求書
② (第2号様式) 支給対象者一覧表
③ 処遇改善額の算定根拠とした勤務実績がわかる書類←本資料の7ページ目を参照

※1法人で複数の事業所を運営している場合は，事業所ごとに申請書のご提出をお願いします。

※誤った内容で作成してしまった場合は，修正したものではなく，再作成したものをご提出ください。

◆申請方法

・インターネット(下記URL)からご提出ください。
https://logoform.jp/form/Mx28/966736

※必要書類①②は，**エクセルファイルをpdf形式ファイルに変換(第1号様式と第2号様式を分けて変換)**してからご提出ください。変換方法は**本資料の8ページ目**以降にあります。

・柏市役所高齢者支援課宛ての**郵送**若しくは**窓口へのご持参**も受付可能です。

提出先：〒277-8505 柏市柏5丁目10番1号
柏市役所 高齢者支援課 施設班 宛て

■申請に必要な書類，申請方法等【2】

◆提出書類③『処遇改善額の算定根拠とした勤務実績がわかる書類』

・毎月の処遇改善額の算出根拠とした勤務実績がわかる書類が申請に必要です。

・シフト表，タイムカード記録等の任意様式で構いませんが，以下の情報が必ず記載されているものをご提出ください。

(1)処遇改善額の算定根拠となった介護支援専門員の氏名

(2)上記介護支援専門員の処遇改善実施額の根拠となった勤務実績

NO	申請する処遇改善の実施月	必要な勤務実績	
		処遇改善が当月払いの場合	処遇改善が月末締め・翌月払いの場合
①	令和7年4～6月分	令和7年4～6月分の勤務実績	令和7年3～5月分の勤務実績
②	令和7年7～9月分	令和7年7～9月分の勤務実績	令和7年6～8月分の勤務実績
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

・勤務時間を記録している任意様式がない場合は，ホームページに掲載している様式を使用してください。

参考資料

エクセルファイルをpdf形式に変換して保存する方法

①『ファイル』をクリック

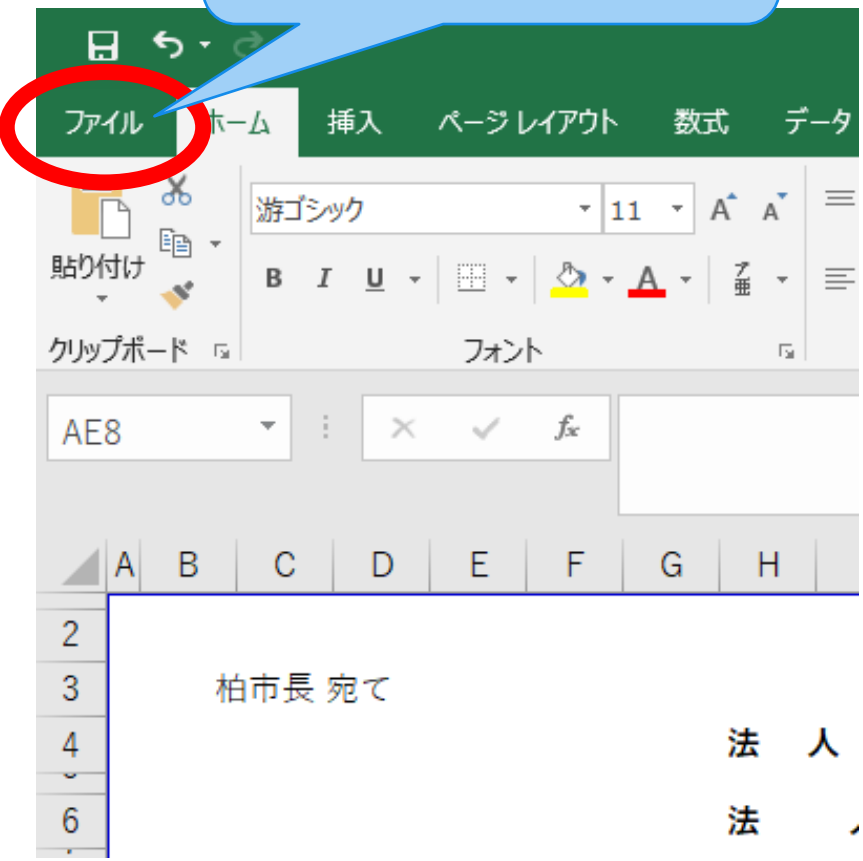

②『名前を付けて保存』をクリック

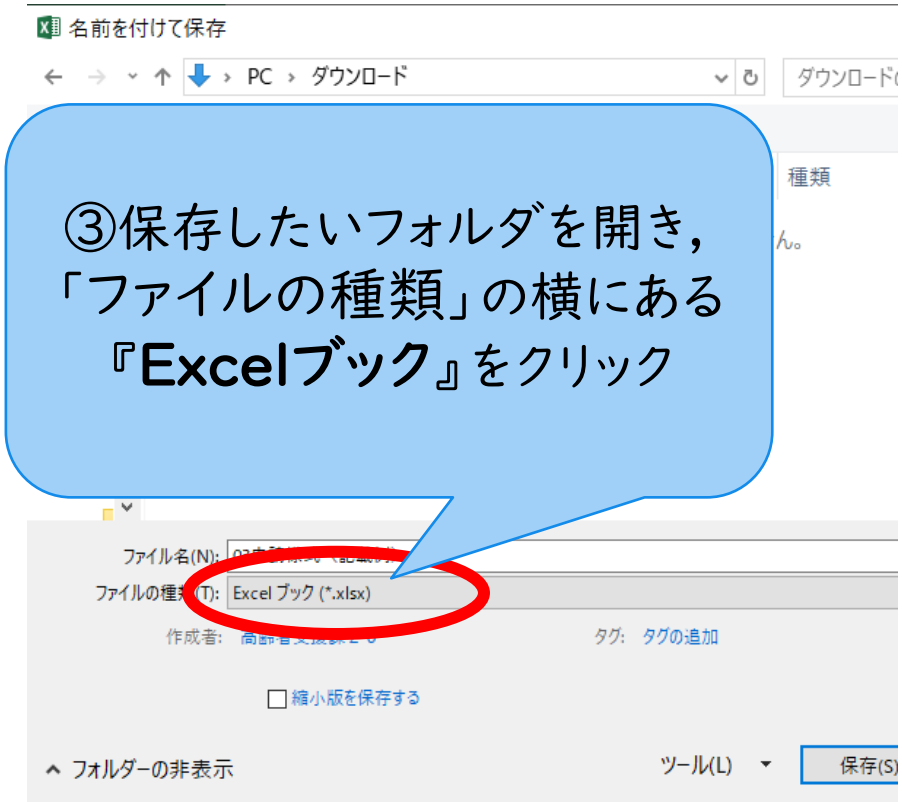

③保存したいフォルダを開き，「ファイルの種類」の横にある『**Excelブック**』をクリック

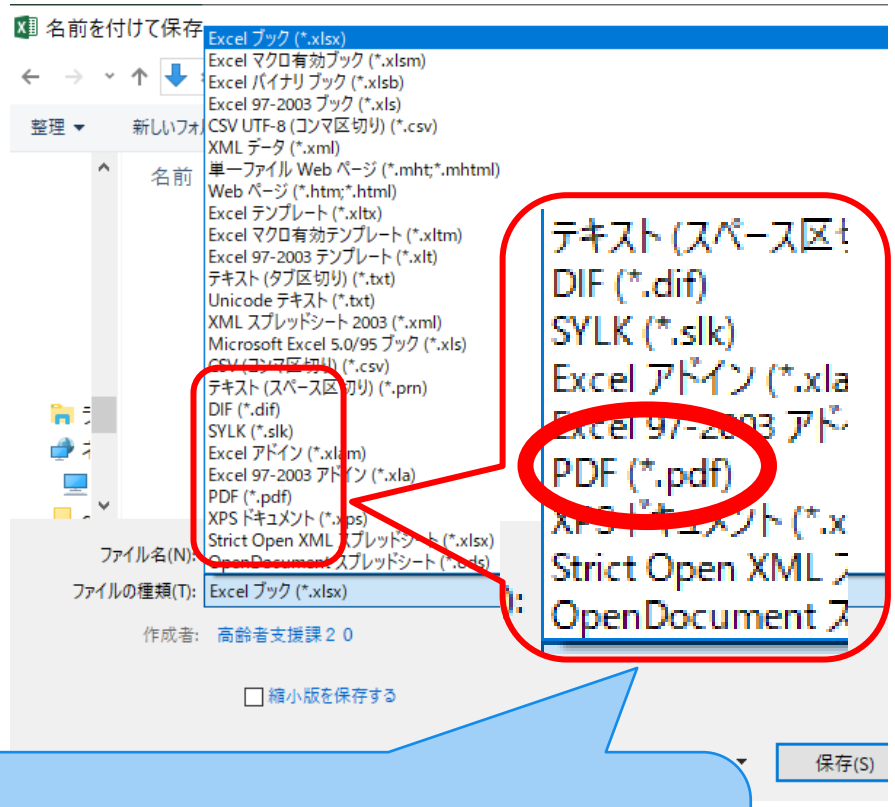

④複数のファイル形式が表示される中から，『**PDF**』をクリックして選択

⑤『PDF』が選択できているか確認

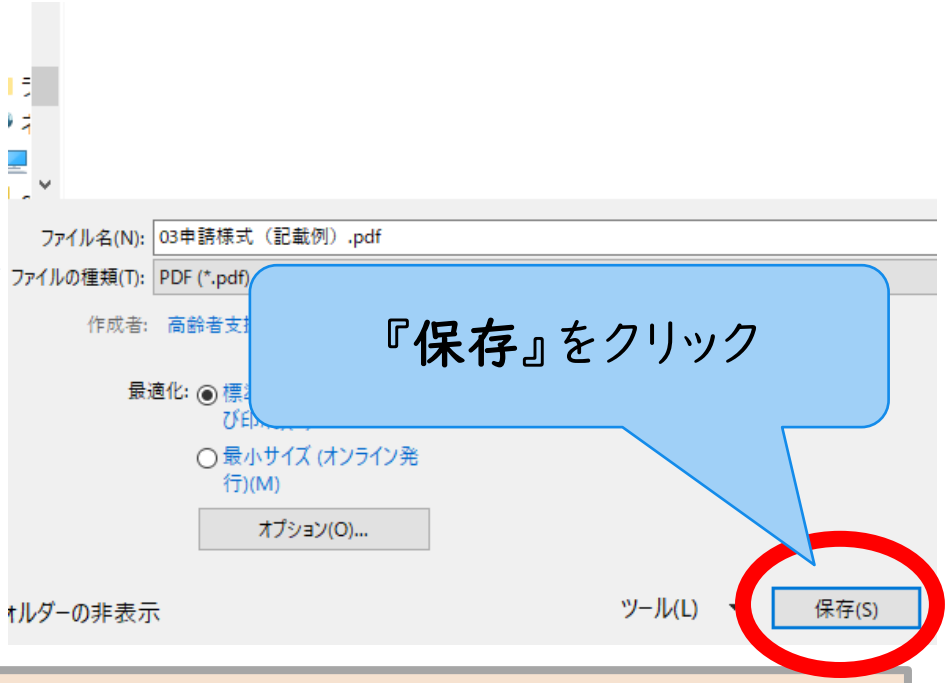

『保存』をクリック

この保存方法では，**開いているシートのみ**が保存されます。

『(第1号様式)申請書兼実績報告書兼請求書』『(第2号様式)支給対象者一覧表』の2シートをそれぞれ保存するためには，**シートの表示を切り替えた上で**この作業を行ってください。